

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 11月9日、チリ保健省は、官報にて新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり：

- 第4段階（再開初期）へ移行（12日（木）午前5時より）
首都圏州パイネ区
- 第3段階（準備期）へ移行（12日（木）午前5時より）
マウレ州マウレ市、タルカ市
ロス・ラゴス州ケジョン市
ロス・リオス州コラル市
- 第2段階（移行期）へ移行（12日（木）午前5時より）
ビオビオ州レブ市
アイセン州コジャイケ市

2 11月9日時点で、チリ国内では522,879名（死亡者14,588名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html